

お客さま各位

呉 信 用 金 庫

住宅ローン控除申請書の調書方式取扱開始について

平素は呉信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では住宅ローンの控除の適用に係る手続について、2025 年 4 月 1 日から「調書方式」の取扱を開始します。

2022 年度税制改正において、これまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、居住年が 2023 年 1 月 1 日以降の住宅ローンご利用者様を対象に年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。

なお、現在「証明書方式」の住宅ローンご利用者様については、引き続き当金庫より年末残高証明書を郵送いたします。

1. 取扱開始日

2025 年 4 月 1 日（火）

2. 対象となるお客様

2025 年 4 月 1 日以降に当金庫で住宅ローン契約を締結する方で、下記①②のいずれも満たす方。

なお、居住年が 2023 年 1 月 1 日以降で、現在「証明書方式」の住宅ローンご利用者につきましても、新たに「住宅ローン控除に関する申請書」および「個人番号届出書」をご提出いただくことで、調書方式に切り替え可能です。

① 居住年が 2023 年 1 月 1 日以降であること

② ローン契約締結前に「住宅ローン控除に関する申請書」および「個人番号届出書」をご提出いただくこと

3. 証明書方式と調書方式の概要

（１） 証明書方式

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告又は年末調整の際に、税務署又は勤務先に提出する方式です。

（２） 調書方式

金融機関等が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局から住宅ローンご利用者にマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。居住年が 2023 年 1 月 1 日以降で、金融機関に対し、個人番号等を記載した「住宅ローン控除に関する申請書」を提出してる住宅ローン利用者がご対象です。「調書方式」に対応した金融機関からのお借入れに係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続きについては、「年末残高調書」の年末残高等の情報を、マイナポータル連携によって活用することにより、手続が簡便になります。